

常設委員会作業部会運用内規

(目的)

第 1 条 この運用内規は、定款細則第 33 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定に定める総務委員会、技術保安委員会、広報委員会及び災害対策委員会の 4 委員会（以下「各委員会」という）が常設委員会規程第 8 条第 2 項の規定に基づき設置する「作業部会」の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(調査研究)

第 2 条 各委員会は、理事会から常設委員会規程第 4 条の規定に定める委嘱及び諮問事項を受けたとき、それらの事項について諮問等を受けた委員会の「作業部会」で速やかに調査研究を行い、調査研究の結果をその該当する委員会で審議検討し、各委員会の担当理事を経て答申しなければならない。

(作業部会)

第 3 条 各委員会が設置する「作業部会」は、次の各項に掲げる委員で構成するものとする。

(1) 副委員長

(2) 幹事

(3) 委員長によって指名された若干名の委員

2 「作業部会」は、委員長の指示により委嘱又は諮問事項等について調査研究する任務をもち、副委員長が掌るものとする。

(費用弁償)

第 4 条 各委員会の委員には、定款第 29 条第 2 項に準拠し、会議に要する費用を弁償するものとする。

(議事要旨)

第 5 条 「作業部会」は、調査研究ならびに検討内容等を記録する議事要旨を作成しなければならない。

2 前項の議事要旨の作成は、委員長が指名する記録者が行うものとする。

附 則

この常設委員会作業部会運用内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この改正内規は、令和4年6月15日から施行し、令和4年6月1日から適用する。